

チームウェア着用規定

制定 平成 26 年 6 月 15 日

(目 的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、「協会」という）共通のチームウェアについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(着 用 者)

第 2 条 本チームウェアを着用できるのは、協会が指定する強化指定選手および強化スタッフ（以下、「ナショナルチーム」という）とする。

(管理義務)

第 3 条 ナショナルチームはチームウェアの取り扱いならびに保管管理に十分留意し、チームウェアを着用する際はナショナルチームとしての品位を保たなければならない。

(着用義務)

第 4 条 ナショナルチームの公式行事に参加する場合は、チームウェアを着用しなければならない。

- 2 公式行事とはナショナルチームの国内外の強化合宿および競技会とする。又は協会よりチームウェア着用の指示があった場合は、着用しなければならない。
- 3 デフリンピック参加時のチームウェアの取り扱いについては別途指示する。

(広告表示)

第 5 条 チームウェアについている商標、スポンサーロゴをみだりに取り外してはならない。

- 2 チームウェアに個人的が所属しているクラブチーム名またはその他の企業ロゴ・ワッペン等一切付加することはできない。

(禁止事項)

第 6 条 チームウェアを他人に貸与または売却してはならない。

- 2 公序良俗に反する場所等でのチームウェアの着用を禁止する。

(規定違反)

第 7 条 着用規程に違反した場合には、チームウェアを回収する事がある。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は平成 26 年 6 月 15 日から施行する。